

自動販売機設置に係る
名古屋市有地及び建物の一時貸付
【一般競争入札(郵送入札方式)】

入札案内書

令和 7 年 3 月実施
(令和 7 年 4 月設置分)

名古屋市教育委員会

物件説明書(共通仕様書・特記仕様書)は
この案内書の 33 ページ以降に掲載しています。

目次

◇ 入札のあらまし.....	P1
◇ 入札説明書.....	P3
第1 貸付物件.....	P3
第2 参加者の資格.....	P3
第3 自動販売機の設置条件.....	P6
第4 申込・受付.....	P7
第5 入札保証金.....	P7
第6 入札書提出.....	P8
第7 入札金額.....	P8
第8 入札書.....	P9
第9 開札.....	P9
第10 落札者の決定.....	P10
第11 契約の締結.....	P10
第12 貸付料の納付.....	P10
第13 契約保証金.....	P10
第14 販売実績の報告.....	P10
第15 問い合わせ先.....	P10
◇ 契約書(ひな形).....	P12～17
◇ 入札参加申込書・事務担当者票(申込書・封筒・記載例) ..	P18～23
◇ 法人役員等に関する調書(調書・記載例) ..	P24～25
◇ 入札書(封筒・入札書・記載例) ..	P26～30
◇ 委任状(委任状・記載例) ..	P31～32
◇ 物件説明書.....	P33～

入札のあらまし

自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付は、最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方に、名古屋市有地及び建物の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、入札案内書をよくお読みになり現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「入札のあらまし」は以下の通りです。



入札案内書の配布 (この案内書)

令和 7年 1月 7日(火)から令和 7年 1月24日(金)まで



申込・受付 (詳しくは 7ページ)

令和 7年 1月 7日(火)から令和 7年 1月24日(金)午後 4時30分まで
持参もしくは書留又は簡易書留による申し込みに限ります。(期間内必着)

※申込書類提出先:鶴舞中央図書館庶務担当



参加資格の審査結果の通知 (詳しくは 7ページ)

令和 7年 2月下旬

申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」といいます。)へ「入札参加書」等を郵送します。なお、本市から内容の確認を行う場合があります。



郵送による入札書の提出 (詳しくは 8ページ)

入札参加書到達から令和 7年 3月11日(火) 午後 4時30分まで
書留又は簡易書留による**郵送提出に限ります**。(期間内必着)

※入札書提出先:鶴舞中央図書館庶務担当



(次ページへ)

開札及び落札者の決定 (詳しくは 9ページ)

令和 7年 3月12日(水) 午前10時00分から

(場所 名古屋市鶴舞中央図書館地下1階 会議室)

開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をしたものを落札者とし、貸付決定通知書により通知します。



契約の締結 (詳しくは10ページ)

令和 7年 3月21日(金)まで

契約締結期限は令和 7年 3月21日(金)です。当初の契約期間について物件番号: 1、2及び3いずれも令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日までとし、令和 8年 4月 1日から4年を限度に、1年を単位として更新できます。

更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。



契約保証金及び貸付料の納付 (詳しくは10ページ)

契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。



自動販売機の設置

新規設置の物件等で本市が特に認めた場合を除き、設置工事は、契約期間内に行ってください。物件番号: 1、2及び3いずれも令和 7年 4月 1日から営業開始できなかった場合においても、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状復帰のうえご返却ください。

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

貸付物件は、次のとおりです。なお、詳細は物件説明書をご確認ください。

物件番号	種類	施設名称	設置場所	貸付面積	台数(台)	最低貸付価格(月額円)	種別	特記仕様等
1	清涼飲料水	西図書館・西文化小劇場複合施設	屋外歩道脇(複合施設共用部分)	0.8 m ²	1	400	切替	・最大R12.3.31まで ・開栓後もふたのできる容器限定
2	清涼飲料水	瑞穂図書館・瑞穂文化小劇場複合施設	玄関ポーチ(屋外・複合施設共用部分)	1.8 m ²	1	400	切替	・最大R12.3.31まで ・開栓後もふたのできる容器限定
3	清涼飲料水	南図書館・南文化小劇場複合施設	1階エントランス(屋内・複合施設共用部分)	1.8 m ²	1	900	新規	・最大R12.3.31まで ・開栓後もふたのできる容器限定

- 1 入札は物件番号ごとに行います。入札対象物件が複数ある場合は、複数物件に入札することもできます。
- 2 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 3 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。
- 4 設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、名古屋市へ報告していただきます。

第2 参加者の資格

- 1 入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。
(1) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年(自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約しなかった者については3か月)を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付け15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。)
- (5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている者
- (7) 公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績がない者

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出していただきます(詳しくは、「第4 申込・受付」を参照してください。)。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

(共通仕様書及び物件特記仕様書をご参照ください。)

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 238条の 4第 2項第 4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成 3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約期間について物件番号: 1、2及び 3は令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日までとし、令和 8年 4月 1日から 4年を限度に、1年を単位として更新できます。
- (2) 更新は 1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 機器の設置

機器の設置については、契約後に施設担当課と調整のうえ行ってください。物件番号: 1、2及び 3は令和 7年 4月 1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

4 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに全額納付してください。(単独引込により給電を行うものについては、この限りではない。)
- (3) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

6 設置機器の仕様

共通仕様書及び物件特記仕様書をご参照ください。

7 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) その他契約書、物件説明書記載の事項を遵守すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

9 物件別特記仕様

物件によって個別の仕様があり、物件別特記仕様書に記載しております。内容をよくご確認のうえ、ご不明な点があれば、物件別特記仕様書に記載の担当までお問い合わせください。

第4 申込・受付

受付期間	令和 7年 1月 7日(火)から令和 7年 1月24日(金)午後 4時30分まで
提出先	名古屋市鶴舞中央図書館 〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番155号 名古屋市鶴舞中央図書館 庶務担当 あて
必要書類等	<p>(1) 入札参加申込書 1通</p> <p>(2) <個人の場合> 住民票の写し 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 いずれも発行後 3月以内のもの(令和 6年10月24日以降のもの)で、連名の場合は連名者全員のもの。</p> <p>(3) <法人のみ> 法人役員等に関する調書</p> <p>(4) <個人法人いずれも> 入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績がわかるもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー) ※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。 ※(4)の提出がない場合、入札に参加することができません。</p> <p>(5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し簡易書留料金分を加えた料金の切手(460円)を貼った長形 3号(12cm×23.5cm)封筒</p>
注意事項	<p>(1) 書類の提出方法は、持参、書留又は簡易書留に限ります。</p> <p>(2) 封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。</p> <p>(3) 期限までに到達しない申込み、必要書類がそろっていない申込みは無効となりますので、早めにご提出ください。</p> <p>(4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。</p>
参加資格の審査結果通知	<p>申込み受付後、参加資格について審査をし、令和 7年 2月下旬に審査結果を送付します。また、参加資格が認められた方には次の書類を同封し郵送します。なお、本市から内容について確認を行う場合があります。</p> <p>(1) 入札参加書</p> <p>(2) 入札保証金納付書(入札保証金の納付が必要な方のみ)</p>

第5 入札保証金

入札保証金とは、入札するにあたって、物件ごとにあらかじめ指定する金額を入札前に納めて

いただくものです。

入札保証金額は、次のとおりです。

	物件番号1及び2	物件番号3
最低貸付価格(円)	400/台	900/台
入札保証金額(円)	1,200/台	2,700/台

なお、本公告に係る入札に参加しようとする者で競争入札参加資格を得たもののうち契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除されます。

第6 入札書提出(郵送のみ)

入札期間	入札参加書到達から令和 7年 3月11日(火)午後 4時30分まで
提出先	名古屋市鶴舞中央図書館 〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番155号 名古屋市鶴舞中央図書館 庶務担当 あて
必要書類等	(1) 入札書 (2) 入札参加書(原本) (3) 入札保証金保管証書の写し(入札保証金を納付した場合のみ) (4) 委任状(代理人が入札する場合) 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。 代理人は複数の委任者の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に入札を委任することはできません。
注意事項	(1) 書留又は簡易書留により提出してください(持参は不可)。 (2) 二重封筒を用いることとし、入札書の中封筒に入れて封印してください。 中封筒には入札者名、住所または所在地、入札件名、物件番号及び開札日を記載し、入札参加書、入札保証金保管証書の写し(入札保証金を納付した場合のみ)及び委任状(代理人が入札する場合のみ)とともに郵送用の外封筒に入れてください。 (3) 郵送用の外封筒には入札件名、開札日及び入札書在中の旨を朱書きするとともに、裏側又は表側下部に入札者名を記載してください。 (4) 談合情報が寄せられた場合には、入札を中止することがあります。

第7 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を表示してください。最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方が落札者となります。

第8 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書に書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、複数の委任者の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない方のした入札
 - (3) 入札保証金を納付させる場合で、入札保証金が納付されていない入札
 - (4) 入札保証金を納付させた場合は、入札保証金があらかじめ定めた額に満たない入札
 - (5) 最低貸付価格(月額)に達しない金額を記載した入札
 - (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (7) 記入事項を判読できない入札
 - (8) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (9) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (10) 記名のない入札
 - (11) 同一物件につき同一の名をもってした 2通以上の入札(代理人によるものも含む。)
 - (12) 書留又は簡易書留によらないで郵送された入札
 - (13) 到達期間及び送付先に到達しなかった入札
 - (15) 二重封筒により郵送されなかった入札
 - (16) 中封筒に入札件名又は開札日の記載がない入札
 - (17) 到達期間内に必要書類がそろわなかった入札
 - (18) その他入札の条件に違反した入札

第9 開札

- 1 令和 7年 3月12日(水)午前10時00分
名古屋市鶴舞中央図書館地下1階 会議室
- 2 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。入場希望者は入札参加書の写し及び委任状の写しをご持参ください。
- 3 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札者とし、貸付決定通知書により通知します。
- 4 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその

旨を確認していただきます。

第10 落札者の決定

入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。

第11 契約の締結

- 1 落札者には、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約締結期限は令和 7年 3月21日(金)です。それまでに貸付契約を締結しないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

第12 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

第13 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の 6か月分とします。
- 3 契約保証金は、一時使用物件の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第14 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、「販売実績報告書」により、半期ごとに名古屋市へ報告していただきます。

第15 問い合わせ先

問い合わせ先	名古屋市鶴舞中央図書館 庶務担当 TEL 052-741-3133
問い合わせ 受付期間	令和 7年 1月 7日(火)～令和 7年 1月24日(金) 火曜日から金曜日まで(祝日を除く)午前 9時から午後 5時まで

この入札に係る問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切

お答えできません。

公有財産一時使用契約書（ひな形）

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人 _____（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成 3年法律第 90号）第25条（土地の場合） 第40条（建物の場合） に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第 1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。
- 2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（一時使用物件）

第 2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地番	施設名称	設置場所	設置可能範囲	設置台数
			m ²	1台

（指定用途）

- 第 3条 賃借人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。
- 2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書及び物件別仕様書の内容を遵守しなければならない。

（一時使用期間及び更新）

- 第 4条 一時使用期間は、令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日までとする。
- 2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 8年 4月 1日から 4年間を限度（最大令和12年 3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。
- 3 前項に定める賃借人の申請は、各年11月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

（貸付料）

- 第 5条 貸付料は、総額金 _____ 円（月額金 _____ 円）とする。ただし、第 4条第 2項の定めにより契約更新された場合の貸付料は、総額金 _____ 円（月額金 _____ 円）とする。
- 2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払時期
令和 7年度	令和 7年 4月～令和 8年 3月分	4月末日

（第 4条第 2項の定めにより契約更新された場合の支払時期）

年度	支払額	支払時期
----	-----	------

令和 8年度	令和 8年 4月～令和 9年 3月分	4月末日
令和 9年度	令和 9年 4月～令和10年 3月分	4月末日
令和10年度	令和10年 4月～令和11年 3月分	4月末日
令和11年度	令和11年 4月～令和12年 3月分	4月末日

3 前項の貸付料は、日数が 1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第 6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 賃貸人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、賃借人に納入通知書を送付する。

3 賃借人は、前項の納入通知書の定める日までに賃貸人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第 7条 賃借人は、第 5条第 2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則第33条第 1項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 8条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第 9条 賃借人は、賃貸人に対して契約保証金として金 円(貸付月額 6か月分)を、賃貸人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。

2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第 1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、賃貸人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、賃貸人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を賃借人に書面で通知するものとし、賃借人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を賃貸人に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、賃借人は、契約保証金をもって本件契約から発生する賃借人の賃貸人に対する債務の弁済に充当することを賃貸人に請求できない。

6 賃貸人は、本件契約が終了し、賃借人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した賃借人の賃貸人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から賃借人の賃貸人に対する一切の債務を控除した残額を賃借人に還付する。

7 賃借人は、賃貸人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第10条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき

(かし担保)

第11条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について数量の不足その他隠れたかきを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(指定期日)

第12条 賃借人は、一時使用物件を、令和 7年 4月30日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第14条 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第15条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

2 賃借人は、10月及び 4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

(違約金)

第16条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

- (1) 第 3条第 1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金_____円（貸付料_5年分総額の 100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）
 - (2) 第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第 3条第 1項に定める指定用途に供しなかったときは、金_____円（貸付料_5年分総額の 100分の10に相当する額。）
 - (3) 第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金_____円（貸付料_5年分総額の 100分の30に相当する額。）
 - (4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円（貸付料_5年分総額の 100分の10に相当する額。）
- 2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、第3条第 1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 賃借人が、第 5条第 2項に定める貸付料の支払いを 2か月以上怠ったとき。
- (4) 賃借人が、第12条第 2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第 1項に定める指定期日までに一時使用物件を第 3条第 1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 賃借人が、第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 賃借人が、第14条第 1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 賃借人が、第14条第 3項の定めに違反したとき。
- (8) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(期間内解約)

第18条 賃借人は、第 4条に定める一時使用期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（ 1か

月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。)について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとする。

- 2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

（契約の失効）

第19条 天災地変その他賃貸人賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

- 2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復義務）

第20条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（貸付料の清算）

第21条 本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第1号によるときその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

（損害賠償）

第22条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないため賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第23条 賃借人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

（契約の費用）

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 本件契約に関し疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第26条 賃貸人賃借人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎



賃借人



入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広 沢 一 郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件 番号	施設名称	物件 番号	施設名称

2 添付書類

<個人の場合> 住民票の写し 1通

<法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通
法人役員等に関する調書

いずれも発行後 3月以内のもの（令和 6年 10月 24日以降のもの）で、連名の場合は連名者全員のもの。

<個人法人いずれも> 入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績がわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）

3 備 考

- ① この申込書は、令和 7年 1月 7日（火）から令和 7年 1月 24日（金）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市鶴舞中央図書館まで郵送（期限内必着）してください。
- ② 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し簡易書留料金分を加えた料金の切手(460円)を貼った長3号(12cm×23.5cm)封筒を併せて提出してください。
- ③ 入札参加申込書の申請者と連絡先が異なる場合は「事務担当者票」を併せて提出してください。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

入札参加申込書

令和 7 年 1 月 19 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

住所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
 (フリガナ) ナゴヤ タロウ
 (入札申込者) 氏名 **名古屋 太郎**
 電話 **(052)961-1111**

法人の場合

住所(所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
 (フリガナ) ナゴヤ カブシキガイシャ
 (入札申込者) 氏名 **名古屋株式会社**
 (代表者役職・氏名) **代表取締役 名古屋 一郎**
 電話 **(052)961-1111**

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記 **2 件のお申込みがいただけます。**

1 借受けを希望する物件

物件番号	施設名称	物件番号	施設名称
1	千種図書館		
2	南図書館・南文化小劇場		

2 添付書類

- <個人の場合> 住民票の写し 1 通
 - <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1 通
 法人役員等に関する調書
- いずれも発行後 3 月以内のもの（令和 6 年 10 月 24 日以降のもの）で、連名の場合は連名者全員のもの。
- <個人法人いずれも>入札公告の日から過去 3 年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績がわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）

3 備考

- この申込書は、令和 7 年 1 月 7 日（火）から令和 7 年 1 月 24 日（金）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市鶴舞中央図書館まで郵送（期限内必着）してください。
- 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し簡易書留料金分を加えた料金の切手(460円)を貼った長3号(12cm×23.5cm)封筒を併せて提出してください。
- 入札参加申込書の申請者と連絡先が異なる場合は「事務担当者票」を併せて提出してください。
- 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

事務担当者票

入札参加 申込者	住所又は所在地	〒
	氏名又は名称	
	代表者氏名	
	電話番号	
連絡先・ 郵送先	住所	〒
	氏名又は法人名	
	部署名・担当者名	
	電話番号	

入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

記 載 例

事務担当者票

入札参加 申込者	住所又は所在地	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	氏名又は名称	名古屋株式会社
	代表者氏名	代表取締役 名古屋 一郎
	電話番号	(052) 000-1111
連絡先・ 郵送先	住所	〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番地
	氏名又は法人名	名古屋株式会社 鶴舞支店
	部署名・ <small>フリガナ</small> 担当者名	営業1課サービス担当 アイチ シロウ 愛知 次郎
	電話番号	(052) 000-1234

入札参加申込書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

入札参加申込書郵送の場合 封筒記載例

(表面)

4 6 6-0 0 6 4

切手

入札参加申込書在中

名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番155号

名古屋市鶴舞中央図書館 庶務担当 行

必ず朱書きしてください

- ※書留又は簡易書留により郵送してください。
- ※ 受付期間内に必着するように郵送してください。

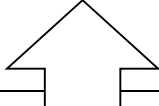
法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称				
所在地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	M・T・ <u>㊟</u> ・H 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	M・T・ <u>㊟</u> ・H 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	M・T・ <u>㊟</u> ・H 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	M・T・ <u>㊟</u> ・H 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	M・T・S・H ・		 代表役員については、 法人登記簿に記載の 住所地を記載し、その 他の役員については、 現住所を記載する。
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

入札書の郵送 外封筒

(表面)

4 6 6-0 0 6 4

名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番155号

名古屋市鶴舞中央図書館 庶務担当 行

切手

自動販売機設置に係る
名古屋市有地及び建物の一時的貸付
令和〇〇年〇〇月〇〇日開札
入札書在中

必ず朱書きしてください

※書留又は簡易書留による郵送以外は無効となります。
※裏側又は表側下部に入札者名を記載してください。

記載例

入札書を封入する中封筒

(表面)

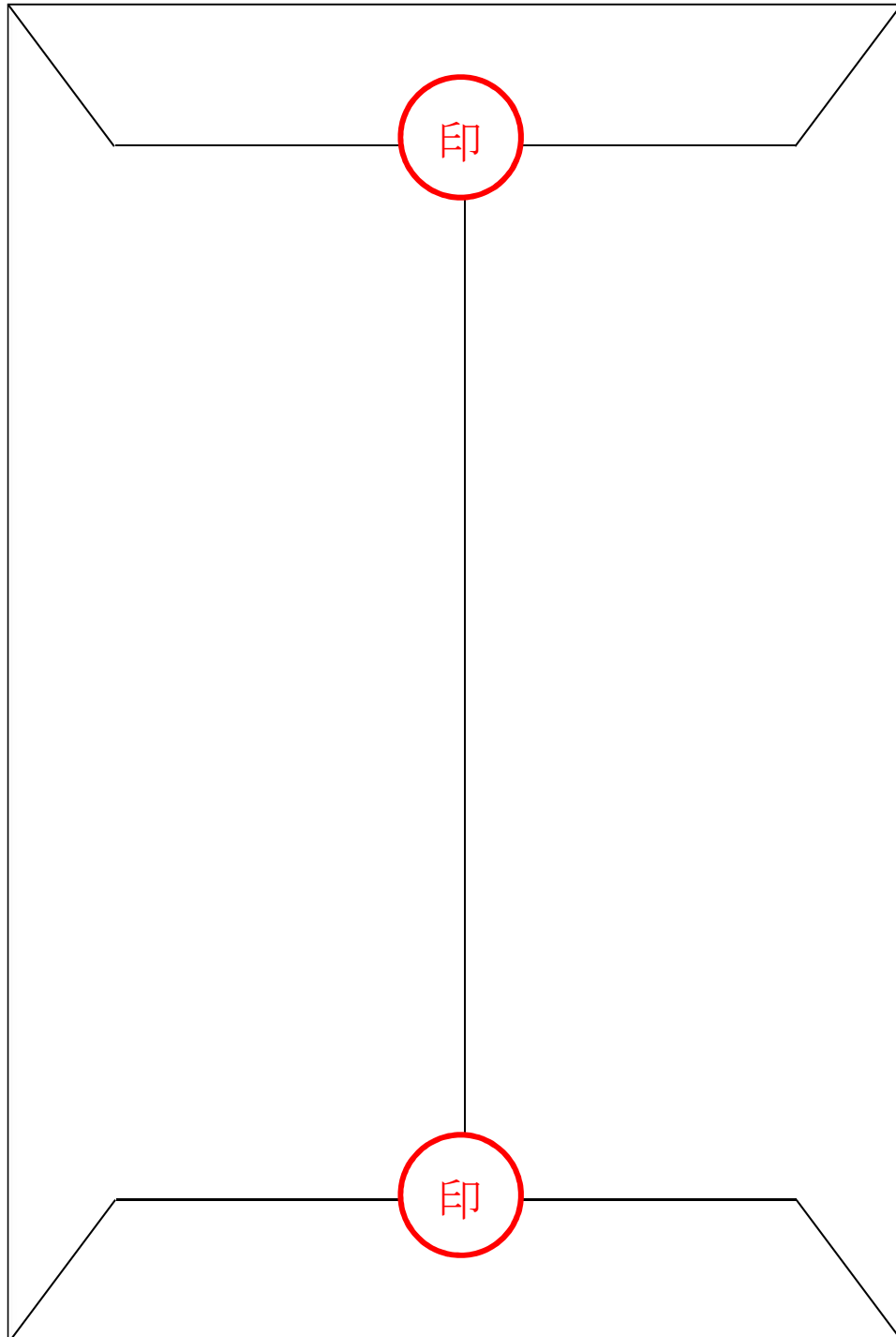
(開札日)	令和〇〇年〇〇月〇〇日
(物件番号)	1 〇〇図書館
(入札件名)	自動販売機設置に係る 名古屋市有地及び建物の一時貸付
(所在地)	名古屋市中区三の丸三丁目一番一号
(入札者名)	名古屋株式会社 代表取締役 名古屋 一郎

※横書きによる記入でも構いません。

記載例

入札書を封入する中封筒

(裏面)



※糊付けし封印をしてください。

入札書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

住所

(フリガナ)
氏名

代表者 役職・氏名

(代理人)

住所

(フリガナ)
氏名

自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

通し 番号	物件 番号	施設名称	設置場所						
金額（貸付月額）		千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

入札書

令和 7年 3月 1日

(あて先)
 名古屋市
 代表者 名古屋市長 広沢 一郎

<連名で入札する場合>
 全員の参加資格確認番号・所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入が必要
 <代理人が入札する場合>
 入札申込者の参加資格確認番号・所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入が必要

(入札者)

個人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋 太郎

住所

(フリガナ)
氏名

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋 株式会社
 代表取締役 名古屋 一郎

代表者 役職・氏名

(代理人)

代理人が入札
 する場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番地
 愛知 太郎

住所

(フリガナ)
氏名

自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

通し 番号	物件 番号	施設名称				設置場所			
1	1	西図書館				屋外歩道脇			
金額 (貸付月額)		千	百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	○	○	○	○	○

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

委任状

私は都合により _____ を以って代理人と定め、
下記の権限を委任します。

委任事項

令和 7年 3月12日実施 _____ の自動販売機設置
に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のない
ことを誓約いたします。

令和 7年 1月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名)

(あて先) 名古屋市 長

委任状保管	取扱	
名古屋市鶴舞中央図書館	責任者	

委任状

私は都合により **名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番地 愛知 次郎** を以って
代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

令和 7年 3月12日実施 **〇〇図書館** の自動販売機設置に
係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のない
ことを誓約いたします。

令和 7年 1月 19日

委任者 (所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
(商号又は名称) **名古屋 株式会社**
(代表者 役職・氏名) **代表取締役 名古屋 一郎**

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住所) **名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番地**
(氏名) **愛知 次郎**

(あて先) 名古屋市 長

委任状保管	取扱	
名古屋市鶴舞中央図書館	責任者	

物件説明書

(西図書館・西文化小劇場)

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。
なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。

なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。

- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

- (6) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒、タバコ及び雑誌類の販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令

等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

- (9) 賃借人は、機種の変更を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号1）

施設名称：西図書館・西文化小劇場複合施設

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所（※）	貸付面積	設置台数
1	名古屋市西区花の木 2-18-23	屋外歩道脇	0.8㎡	1台

※詳細は〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

2. 入札担当課

鶴舞中央図書館庶務担当 電話 741-3133

〈現地案内図〉



3. 自動販売機設置台数

1台（既存自動販売機からの交代設置）

4. 特記仕様

- (1) 乙は、設置に必要な電気工事を、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、貸付期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復の上撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。また、本件設置場所は、既存の自動販売機の切替であり、従前の借受人が施工した電気設備があるため、従前の借受人の了承が得られれば、その電気設備を引き続き利用することができるものとするが、同設備が毀損した場合の補修工事や設備の設置及び更新等が必要な場合は、下記に定める施工内容に基づき乙の負担で施工す

ること。なお、同施工部分についても、貸付期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。また、従前の電気設備の不備等があっても、乙はその補修や費用負担を甲に求めることはできない。

ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること（別添図参照）。

イ 既設の100Vコンセントが使用できない場合は、既設分電盤より電源をとり、自動販売機の直近に漏電遮断器、一口コンセント（単層100V15Aアース付）、電力量計（JIS規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を増設すること。ただし、別図の特記事項に定めがある場合は、それに従うこと。また、電力量計は7年に1回検定を受けること。

ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。

エ 配線経路、ブレーカー、コンセント、電力量計は、別図に示す箇所に設置すること。

オ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。

カ 屋外配線を行う場合は、金属製の電線管により直線部分は直管を、直線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。

キ ブレーカー、コンセント、電力量計には、防雨対策を講じて設置すること。

ク 屋外配管等は塗装すること（OP2回塗り）。

ケ 配線経路が防火区画を貫通する場合は、適切な防火処置をすること。

コ 工事完了時に電気保安委託法人の検査を受けること。

サ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。

シ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。

ス 工事中に発生した事故等は、一切受注者の責任において解決するものとする。

セ 廃材等は、全ての受注者の責任において処分するものとする。

ソ 関係法令を遵守の上施工すること。

タ その他工事の詳細については、甲の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも、工事施工上、当然措置が必要となる事項又は甲の施設担当者の指示による些細な変更等については、これを施工すること。

(2) 設置は甲と協議の上、契約締結日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和7年4月1日より以降の日となった場合においても、乙は貸付料の減免又は返還を求めることができない。

(3) 飲料の容器は開封後も蓋（キャップ等）の可能なものとすること。

(4) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、施設の開所時間以外は照明を抑えるようにすること。

5. 参考

- (1) 当該施設の設置形態 西文化小劇場との複合施設
- (2) 当該施設の所在地 名古屋市西区花の木2-18-23

- (3) 当該施設の職員数 図書館 7 名、小劇場 10 名 (令和 6 年 12 月現在)
- (4) 当該施設の来館者数 図書館 309,523 名、小劇場 36,639 名 (令和 5 年度)
 図書館 292,141 名、小劇場 34,149 名 (令和 4 年度)
- (5) 図書館開館日数 293 日 (令和 5 年度)
 291 日 (令和 4 年度)
- (6) 図書館開館時間 火曜日～土曜日 午前 9 時 30 分～午後 7 時 00 分
 日曜日・祝日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分
 ※休館日及び閉館時間中は、自動販売機の利用ができません。
- (7) 休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は開館し、その直後の平日を休館)
 毎月第 3 金曜日 (祝日の場合、及び同月に特別整理期間が別にある場合は開館)
 年末年始 (12 月 29 日～ 1 月 4 日)
 特別整理期間 (年 1 回 5 日間程度)

(8) 当該施設の自動販売機の販売実績

年度	販売実績 (年額・円)
令和 3 年度	440,760
令和 4 年度	418,620
令和 5 年度	450,290

(9) 当該施設の直近の自動販売機の契約金額等

年度	契約金額 (月額・円)	特記仕様等
令和 6 年度	12,650	・開栓後も蓋のできる容器限定

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

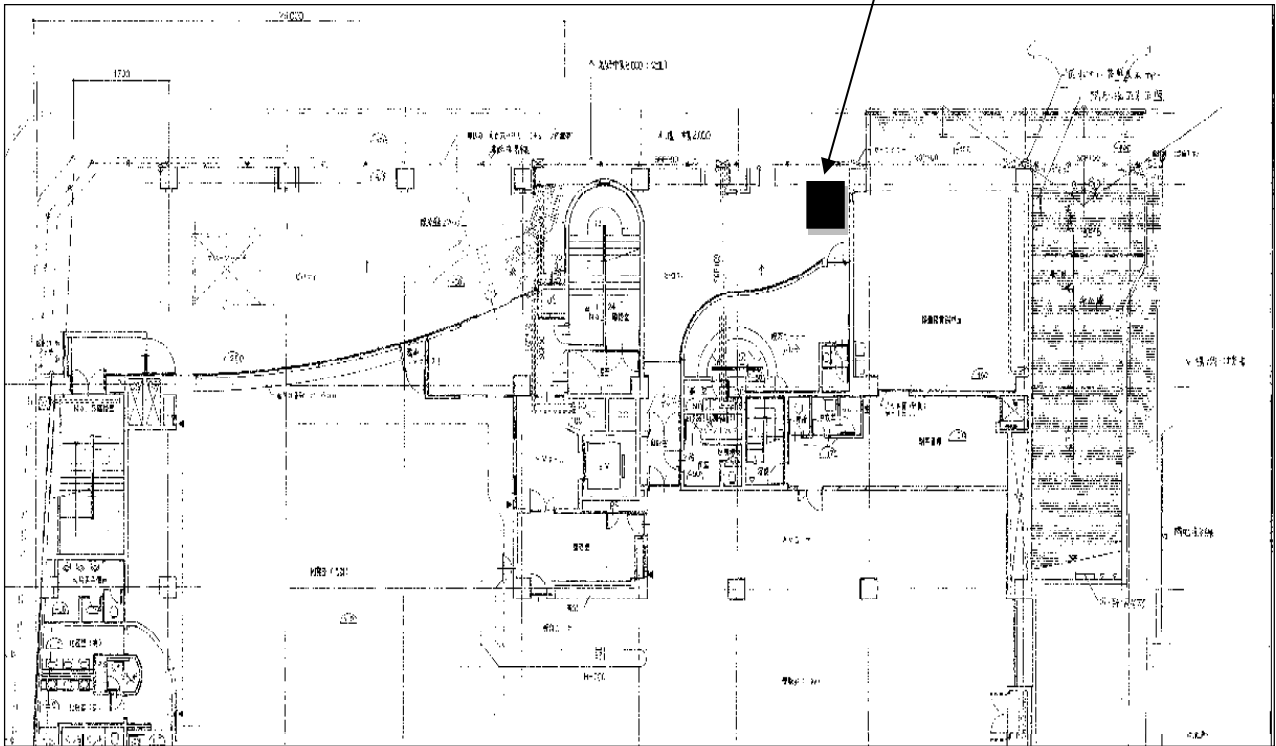
6. 現地確認可能日時

平日の 9 時～16 時

(休館日は職員不在ですが、設置場所は屋外のため確認は可能です。)

<西図書館設置箇所詳細図>

自動販売機設置場所 0.8m²



物件說明書

(瑞穗図書館・瑞穗文化小劇場)

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。
なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。

なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。

- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

- (6) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒、タバコ及び雑誌類の販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令

等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

- (9) 賃借人は、機種の変更を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号2）

施設名称：瑞穂図書館・瑞穂文化小劇場複合施設

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所（※）	貸付面積	設置台数
2	名古屋市瑞穂区豊岡通三丁目29番地	玄関ポーチ (屋外施設共用部分)	1.8㎡	1台

※詳細は<設置箇所詳細図>をご参照ください。

2. 入札担当課

鶴舞中央図書館庶務担当 電話 741-3133

<現地案内図>



3. 自動販売機設置台数

1台（既存自動販売機からの交代設置）

4. 特記仕様

(1) 乙は、設置に必要な電気工事を、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、貸付期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復の上撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。また、本件設置場所は、既存の自動販売機の切替であり、従前の借受人が施工した電気設備があるため、従前の借受人の了承が得られれば、その電気設備を引き続き利用することができるものとするが、同設備が毀損した場合の補修工事や設備の設置及び更新等が必要な場合は、下記に定める施工内容に基づき乙の負担で施工す

ること。なお、同施工部分についても、貸付期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。また、従前の電気設備の不備等があっても、乙はその補修や費用負担を甲に求めることはできない。

ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること（別添図参照）。

イ 既設の100Vコンセントが使用できない場合は、既設分電盤より電源をとり、自動販売機の直近に漏電遮断器、一口コンセント（単層100V15Aアース付）、電力量計（JIS規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を増設すること。ただし、別図の特記事項に定めがある場合は、それに従うこと。また、電力量計は7年に1回検定を受けること。

ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。

エ 配線経路、ブレーカー、コンセント、電力量計は、別図に示す箇所に設置すること。

オ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。

カ 屋外配線を行う場合は、金属製の電線管により直線部分は直管を、直線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。

キ ブレーカー、コンセント、電力量計には、防雨対策を講じて設置すること。

ク 屋外配管等は塗装すること（OP2回塗り）。

ケ 配線経路が防火区画を貫通する場合は、適切な防火処置をすること。

コ 工事完了時に電気保安委託法人の検査を受けること。

サ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。

シ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。

ス 工事中に発生した事故等は、一切受注者の責任において解決するものとする。

セ 廃材等は、全ての受注者の責任において処分するものとする。

ソ 関係法令を遵守の上施工すること。

タ その他工事の詳細については、甲の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも、工事施工上、当然措置が必要となる事項又は甲の施設担当者の指示による些細な変更等については、これを施工すること。

(2) 設置は甲と協議の上、契約締結日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和7年4月1日より以降の日となった場合においても、乙は貸付料の減免又は返還を求めることができない。

(3) 飲料の容器は開封後も蓋（キャップ等）の可能なものとすること。

(4) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、施設の開所時間以外は照明を抑えるようにすること。

5. 参考

(1) 当該施設の設置形態 瑞穂文化小劇場との複合施設

(2) 当該施設の所在地 名古屋市瑞穂区豊岡通三丁目29番地

- (3) 当該施設の職員数 図書館 8 名、小劇場 4 名（令和 6 年 12 月現在）
- (4) 当該施設の来館者数 図書館 300,579 名、小劇場 0 名（令和 5 年度）
 図書館 292,400 名、小劇場 40,571 名（令和 4 年度）
 ※瑞穂文化小劇場は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで工事のため休館
- (5) 図書館開館日数 293 日（令和 5 年度）
 292 日（令和 4 年度）
- (6) 開館時間 火曜日～土曜日 午前 9 時 30 分～午後 7 時 00 分
 日曜日・祝日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分
 ※休館日及び閉館時間中は、自動販売機の利用ができません。
- (7) 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は開館し、その直後の平日を休館）
 毎月第 3 金曜日（祝日の場合、及び同月に特別整理期間が別にある場合は開館）
 年末年始（12 月 29 日～ 1 月 4 日）
 特別整理期間（年 1 回 5 日間程度）

(8) 当該施設の自動販売機の販売実績

年度	販売実績（年額・円）
令和 3 年度	819,290
令和 4 年度	940,470
令和 5 年度	925,220

(9) 当該施設の直近の自動販売機の契約金額等

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様等
令和 6 年度	58,100	・開栓後も蓋のできる容器限定

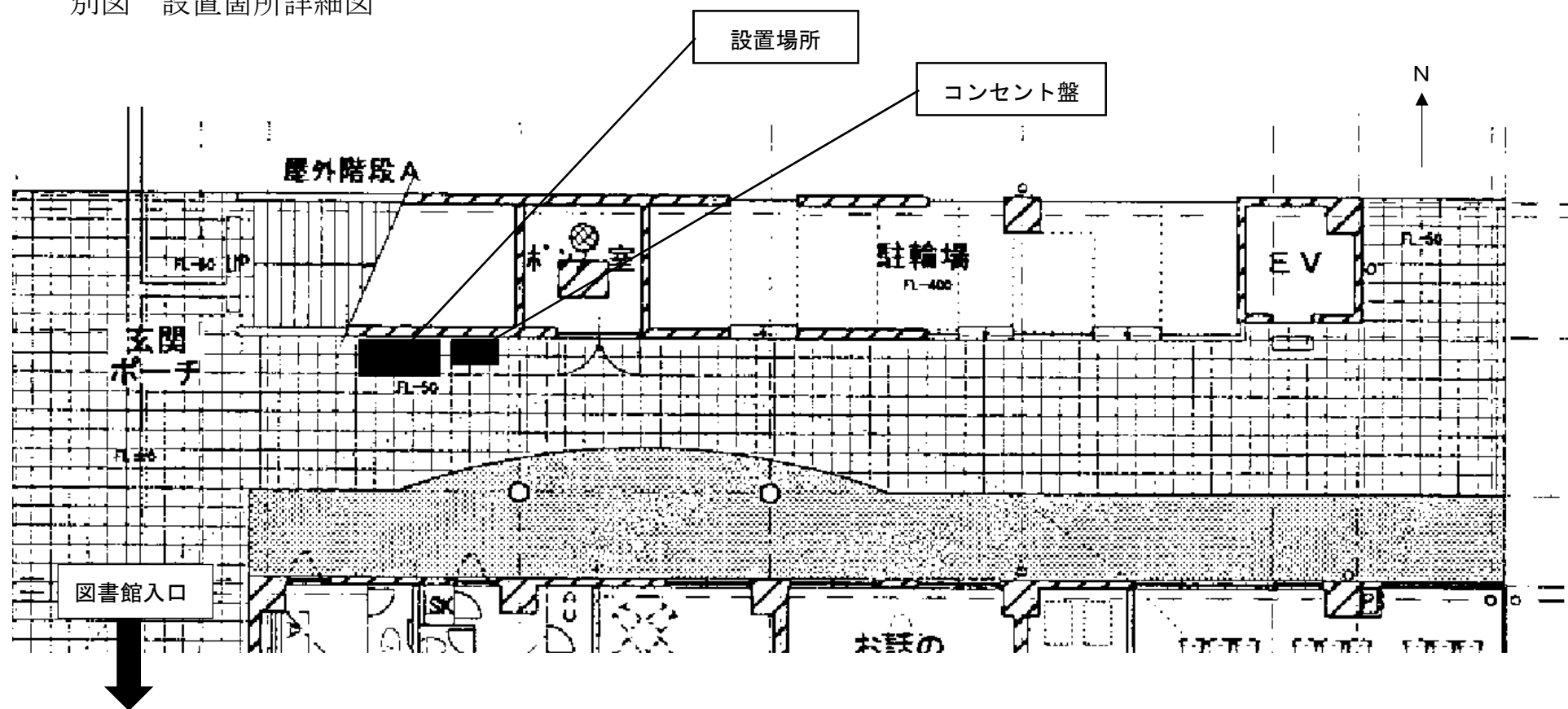
（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

平日の 9 時～16 時

（休館日は職員不在ですが、設置場所は屋外のため確認は可能です。）

別図 設置箇所詳細図



物件説明書

(南図書館・南文化小劇場)

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。
なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。

なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。

- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

- (6) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒、タバコ及び雑誌類の販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令

等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

- (9) 賃借人は、機種の変更を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号3）

施設名称：南図書館・南文化小劇場複合施設

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所（※）	貸付面積	設置台数
3	名古屋市南区千竈通 2丁目10番地の2	1階エントランス (屋内)	1.8㎡	1台

※詳細は<設置箇所詳細図>をご参照ください。

2. 入札担当課

鶴舞中央図書館庶務担当 電話 741-3133

<現地案内図>



3. 自動販売機設置台数

1台（新規設置）

4. 特記仕様

(1) 乙は、設置に必要な電気工事を、下記に定める施工内容に基づき施工すること。なお、貸付期間満了後は、甲が認める場合を除き、原状回復の上撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。また、本件設置場所は、令和6年3月まで自動販売機が設置されていた場所への新規設置となるが、既設の電気設備以外に必要な電気配線及びコンセント口設置等の電気工事が発生する場合には、下記に定める施工内容に基づき乙の負担で施工すること。なお、同施工部分についても、貸付期間満了後は、甲が認める場合

を除き、原状回復のうえ撤去とし、甲に対し有益費等の請求はできない。既設の電気設備の不備等があっても、乙はその補修や費用負担を甲に求めることはできない。

ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施工すること（別添図参照）。

イ 既設分電盤より電源をとり、自動販売機の直近に漏電遮断器、一口コンセント（単層100V15A アース付）、電力量計（JIS規格に適合したもので正規の検定を受けたもの）を増設すること。ただし、別図の特記事項に定めがある場合は、それに従うこと。また、電力量計は7年に1回検定を受けること。

ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。

エ 配線経路、ブレーカー、コンセント、電力量計は、別図に示す箇所に設置すること。

オ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。

カ 屋外配線を行う場合は、金属製の電線管により直線部分は直管を、直線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。

キ ブレーカー、コンセント、電力量計には防雨対策を講じて設置すること。

ク 屋外配管等は塗装する（OP 2回塗り）

ケ 配線経路が防火区画を貫通する場合は、適切な防火処置をすること。

コ 工事完了時に電気保安委託法人の検査を受けること。

サ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。

シ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。

ス 工事中に発生した事故等は、一切受注者の責任において解決するものとする。

セ 廃材等は、全ての受注者の責任において処分するものとする。

ソ 関係法令を遵守の上施工すること。

タ その他工事の詳細については、甲の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも、工事施工上、当然措置が必要となる事項又は甲の施設担当者の指示による些細な変更等については、これを施工すること。

(2) 設置は甲と協議の上、契約締結日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和7年4月1日より以降の日となった場合においても、乙は貸付料の減免又は返還を求めることができない。

(3) 飲料の容器は開封後も蓋（キャップ等）の可能なものとすること。

(4) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、施設の開所時間以外は照明を抑えるようにすること。

5. 参考

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 当該施設の設置形態 | 図書館及び文化小劇場複合施設 |
| (2) 当該施設の所在地 | 名古屋市南区千竈通 2 丁目 10 番地の 2 |
| (3) 当該施設の職員数 | 図書館 7 名、小劇場 9 名（令和 6 年 12 月現在） |
| (4) 当該施設の来館者数 | 図書館 199,720 名、小劇場 36,000 名（令和 5 年度） |

図書館 187,077 名、小劇場 30,000 名(令和 4 年度)

- (5) 図書館開館日数 293 日(令和 5 年度)
292 日(令和 4 年度)
- (6) 図書館開館時間 火曜日～土曜日 午前 9 時 30 分～午後 7 時 00 分
日曜日・祝日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分
※休館日及び閉館時間中は、自動販売機の利用ができません。
- (7) 図書館休館日 毎週月曜日(祝日の場合は開館し、その直後の平日を休館)
毎月第 3 金曜日(祝日の場合、及び同月に特別整理期間が別にある場合は開館)
年末年始(12 月 29 日～1 月 4 日)
特別整理期間(年 1 回 5 日間程度)
- (8) 当該施設の自動販売機の販売実績

年度	販売実績(年額・円)
令和 3 年度	309,790
令和 4 年度	364,100
令和 5 年度	384,730

- (9) 当該施設の直近の自動販売機の契約金額等

年度	契約金額(月額・円)	特記仕様等
令和 5 年度	20,530 円	・開栓後も蓋のできる容器限定
令和 6 年度	契約実績なし	

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

6. 現地確認可能日時

開館日(上記 5(7)の休館日を除く日)の 10 時～16 時

※現地確認の際は、事前に南図書館へ連絡していただき、当日の下見の可否について確認してください(Tel 052-821-1732)。

7. 空調設備改修工事に係る臨時休館について(詳細未定)

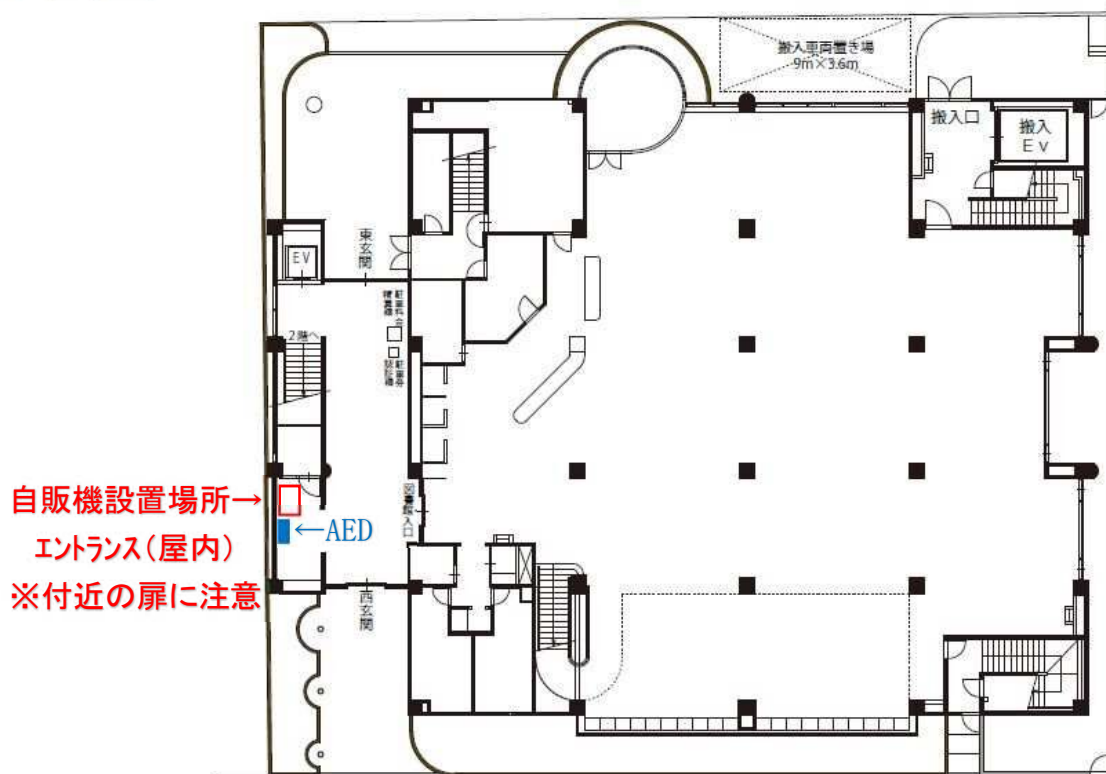
南図書館・南文化小劇場では、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、施設の空調設備改修工事等を予定しておりますので、実際に工事を施工する期間については、各施設を臨時休館させていただきますので、予めご承知おきください。

図書館関係工事 2 月程度

小劇場関係工事 4 月程度

< 自動販売機設置箇所詳細図 >

南図書館
1階平面図



- ※1 実際に自動販売機を設置する際は、詳細な設置位置について南図書館の担当職員と打合せのうえ設置してください。
- ※2 自動販売機設置場所の隣にAED収納ボックス一体型広告装置が既設されているため、これに影響が無いように設置してください。